

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年8月30日

香川県監査委員	木下典幸
同	武田宏之
同	十河直
同	里石明敏

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 令和5年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関 議会事務局

監査年月日 令和6年7月29日

- 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。